足利市新クリーンセンター整備・運営事業審査講

令和5年10月

足利市新クリーンセンター 整備・運営事業者選定委員会

# 足利市新クリーンセンター整備・運営事業 審査講評

# 目 次

第1章 事業概要	1
1 事業名称	1
2 事業概要	
3 事業期間	1
4 事業方式	1
5 業務範囲	2
第 2 章 審査方法等	4
1 入札の方法	4
2 落札者決定までの経過	4
3 足利市新クリーンセンター整備・運営事業者選定委員会の設置	5
4 委員会の開催経過	5
5 落札者決定の手順	6
6 審査手順	7
第3章 落札候補者の選定結果	11
1 資格審査	11
2 提案書の基礎審査	11
3 提案書の技術審査及び提案書に関するヒアリング	11
4 入札価格審査	17
5 総合評価値の算出	17
6 落札候補者の選定	17
第4章 総評	19

# 第1章 事業概要

### 1 事業名称

足利市新クリーンセンター整備・運営事業

#### 2 事業概要

#### (1) 事業地

項目	概 要		
事業地	足利市野田町地内		
敷地面積	約 6. 0ha (建設地 約 45, 500 m²)		

#### (2) 施設の概要

項目		概 要
	施設規模	152t/日 (76t/24h×2炉)
エネルギー回収型	形式	ストーカ式焼却炉
廃棄物処理施設	余熱利用計画	廃熱ボイラー設備による発電、場内利用及び園芸 施設、余熱体験施設への熱供給
マテリアルリサイクル	施設規模	28.5t/日 (28.5t/5h)
推進施設	形式	破砕、選別、圧縮、梱包、保管等
ストックヤード	施設規模	91.6 t (保管量)
管理・環境啓発施設	施設構成	管理棟、環境啓発施設(研修室、展示スペース等)
余熱体験施設	施設構成	入浴施設、健康温浴施設(温水プール)、トレーニング室等

#### 3 事業期間

事業期間は、特定事業契約締結日から令和30年3月31日までの期間であり、設計・建設期間及 び運営・維持管理期間から構成される。

- (1) 設計・建設期間:特定事業契約締結日から令和10年3月31日まで
- (2) 運営・維持管理期間:令和10年4月1日から令和30年3月31日まで

## 4 事業方式

足利市新クリーンセンター整備・運営事業(以下「本事業」という。)はDBO (Design:設計、Build:建設、Operate:運営)方式により実施する。

足利市(以下「市」という。)は、一般廃棄物処理施設及び余熱体験施設(以下「本施設」という。)の設計・建設及び運営・維持管理に係る資金を調達する。なお、本施設は市が所有する。また、本施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金等の対象事業として実施する。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社(落札者の構成員の出資により、本事業の一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務の実施のみを目的として出資・設立される特別目的会社。以下「運営事業者」という。)は、本事業の選定事業者として、本施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務を一括して行う。なお、余熱体験施設の設計・建設業務は、一般廃棄物処理施設とあわせて実施するが、運営・維持管理業務については、一般廃棄物処理施設の運営・維持管理を行う特別目的会社とは別の事業者が実施することを基本とする。

### 5 業務範囲

- (1) 事業者が行う業務範囲
  - 事業者が行う主な業務範囲は、次のとおりである。
  - ① 設計·建設業務
  - ア 本事業において、設計・建設業務を担当する者(以下「建設事業者」という。)は、市と締結 する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・建設業務を行う。また、本事業を行うた めに必要な許認可の取得を行う。
  - イ 設計・建設業務は、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計 装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。なお、本設計・建設業務は、本施設 の建設工事期間中、既存施設(足利市南部クリーンセンター)の稼働に支障を及ぼさない よう配慮して実施する。
  - ウ 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、設計・ 建設に伴う建築確認等の手続き関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。
  - エ 市が行う、本事業に係る循環型社会形成推進交付金等の申請手続を含む行政手続等について、必要な協力を行う。
  - ② 一般廃棄物処理施設運営·維持管理業務
  - ア 運営事業者は、市と締結する一般廃棄物処理施設運営・維持管理業務委託契約(以下、「運営・維持管理業務委託契約」という。)に基づき、一般廃棄物(燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみ)を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務として運転管理業務、維持管理業務、その他運営・維持管理の関連業務等を行う。
  - イ 運営事業者は、一般廃棄物処理施設に直接搬入された一般廃棄物を計量し、規定に即した 処理手数料の収受を代行するものとする。なお、処理手数料は、市へ引き渡すものとする。
  - ウ 運営事業者は、一般廃棄物処理施設で発生する熱エネルギー(温水または蒸気)については、本施設(余熱体験施設等を含む)で有効利用を図るものとする。発電による電力は、本施設(余熱体験施設を含む)で使用し、余剰電力については売電を行うものとする。売電収入については、市の収入とする。
  - エ 運営事業者は、一般廃棄物処理施設において回収される缶、びん、ペットボトル、プラス チック製容器包装、紙類・布類、金属類等の資源物について、一般廃棄物処理施設内にて 適切に保管・貯留し、市が指定する搬出車両への積込作業までを行う。
  - オ 運営事業者は、一般廃棄物処理施設において受け入れた廃棄物を処理することにより発生 した主灰、飛灰処理物、破砕不燃残さ、処理不適物等を一般廃棄物処理施設内にて保管・ 貯留し、市が指定する搬出車両への積込作業までを行う。
  - カ 運営事業者は、一般廃棄物処理施設の見学希望者等について、市と連携し、適切な対応を 行う。
  - キ 運営事業者は、市の行う周辺住民からの意見や苦情への対応に対して支援を行う。
  - ③ 余熱体験施設の運営・維持管理業務
    - ア 余熱体験施設運営事業者は、市と締結する余熱体験施設運営・維持管理業務協定に基づき、 要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な運営・維持管理を行う。
  - イ 余熱体験施設の必須施設の利用料金は事業者(指定管理者)の収入とし、市から支出する 指定管理料とあわせて余熱体験施設の運営費に充てることとする。なお、収入が、事業者 提案での収入見込み金額の2倍以上となった年度については、その超えた分の収入の5% を市に還元することとする。
  - ウ 事業者提案による水泳教室開催やスタジオ等でのサービス提供料、物販、飲食物の販売による利益は事業者の収入とする。なお、収入が、事業者提案での収入見込み金額の2倍以

上となった年度については、その超えた分の収入の5%を市に還元することとする。

エ 余熱体験施設運営事業者は、本施設の見学希望者等について、市と連携し、適切な対応を 行う。

#### (2) 市が行う業務範囲

市が行う主な業務は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の範囲については、要求水準書を 参照すること。

① 用地の準備

本事業を実施するための用地は、市が確保する。ただし、「本章 2(1) 事業地」以外に用地が必要となった場合は、事業者が自らの負担で確保すること。

② 生活環境影響調査の実施

生活環境影響調査の手続きは、市が実施する。

なお、事業者は、「生活環境影響調査」の内容を遵守すること。

③ 一般廃棄物の搬入

分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、一般廃棄物の搬入は、市が行う。

④ 資源物の資源化

一般廃棄物処理施設から回収された缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙類・ 布類、金属類等の資源物の資源化は、市が行う。資源物の売却収入は、市の収入とし、再資源化 費用が生じる場合は、市の負担とする。

- ⑤ 主灰、飛灰処理物、破砕不燃残さ、処理不適物の最終処分
- 一般廃棄物処理施設から回収された主灰、飛灰処理物、破砕不燃残さ、処理不適物の最終処分 は、市が行う。最終処分により生じる費用は、市の負担とする。
- ⑥ 本事業のモニタリング

市は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の各段階において実施状況の監視を行う。

⑦ 住民への対応

市は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を事業者と連携して行う。

⑧ 施設見学者への対応

市は、行政視察、他団体視察等の対応を運営事業者及び余熱体験施設運営事業者と連携して行う。

⑨ その他

市は、本事業に係る循環型社会形成推進交付金等の申請手続きを含む行政手続き等を行う。

# 第2章 審査方法等

# 1 入札の方法

入札の方法は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 の 2 第 1 項に規定する総合評価一般競争入札とした。

# 2 落札者決定までの経過

落札者決定の経過は、表1のとおりである。

表 1 落札者決定の経過

年月日等	内 容
令和5年1月20日(金)	入札公告
令和5年1月20日(金)	入札説明書等(入札説明書、要求水準書、落札者決定基
	準、様式集、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設
	工事請負契約書(案)、一般廃棄物処理施設運営・維持
	管理業務委託契約書(案)、余熱体験施設運営・維持管理
	業務協定書(案))の公表
令和5年1月23日(月)	入札説明書等に関する質問の受付(第1回)
~2月6日(月)	
令和5年1月30日(月)	現地見学会
~1月31日(火)	
令和5年2月28日(火)	入札説明書等に関する質問の回答(第1回)
令和 5 年 2 月 28 日(火)	参加資格審査申請書類の受付
~3 月 7 日(火)	
令和5年3月10日(金)	参加資格審査結果の通知
令和5年3月31日(金)	参加資格審査結果に関する説明要求の提出期限
令和5年4月7日(金)	対面的対話の実施
令和 5 年 4 月 17 日(月)	入札説明書等に関する質問の受付(第2回)
~4月21日(金)	
令和 5 年 5 月 12 日(金)	入札説明書等に関する質問の回答(第2回)
令和 5 年 6 月 19 日(月)	入札提出書類の提出期限
令和 5 年 9 月 25 日(月)	提案書に関するヒアリング及び審査
令和5年9月25日(月)	開札、落札候補者の選定

# 3 足利市新クリーンセンター整備・運営事業者選定委員会の設置

公平性及び透明性の確保とともに、専門的知見に基づく評価を行うことを目的に、足利市新クリーンセンター整備・運営事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置した。

## [委員の構成]

	氏 名	所 属
0	荒井 喜久雄	公益社団法人 全国都市清掃会議
0	山岡 暁	宇都宮大学
	加治屋 大介	足利大学
	塚原 達哉	足利市
	平山 忍	足利市 総合政策部
	加藤 大介	足利市 生活環境部(令和5年3月31日まで)
	岡田 和之	足利市 生活環境部(令和5年4月 1日以降)
	花澤繁	足利市 都市建設部(令和5年3月31日まで)
	新井 正章	足利市 都市建設部(令和5年4月 1日以降)

※ ◎:委員長、○:副委員長

# 4 委員会の開催経過

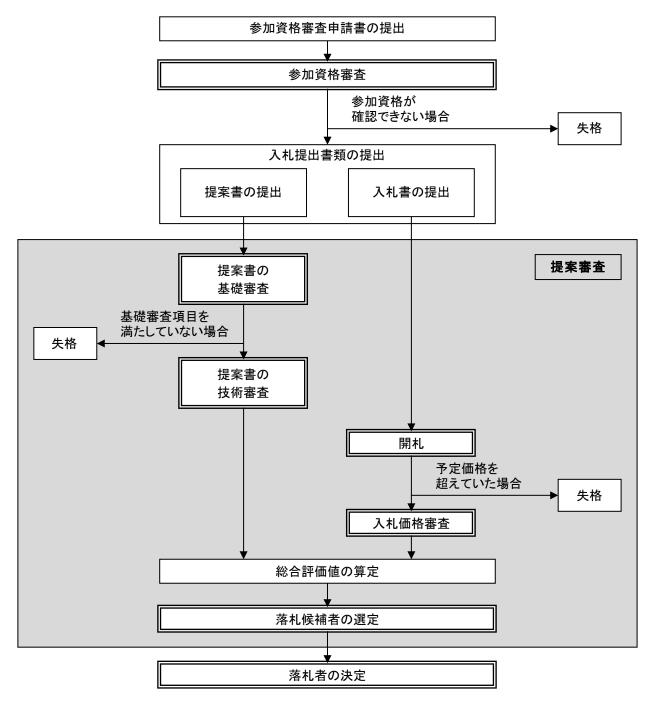
本事業の事業者選定における委員会の開催経過は、表2のとおりである。

表2 委員会の開催経過

日 付	内 容
	第1回委員会
令和4年 5月25日(水)	(事業の概要、事業者選定のスケジュール及び委員会審議内容の
	報告、実施方針に関する審議)
	第2回委員会
令和4年 7月14日(木)	(実施方針、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準に関する
	審議)
	第3回委員会
令和 4 年 8 月 22 日 (月)	(実施方針、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、各種契
	約書に関する審議)
	第4回委員会
令和 4 年 10 月 11 日 (火)	(実施方針の変更、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、
	各種契約書に関する審議)
   令和 4 年 12 月 23 日 (金)	第5回委員会
	(入札説明書、要求水準書、落札者決定基準に関する審議)
令和5年8月7日(月)	第6回委員会
	(基礎審査結果の報告、ヒアリング事項等に関する審議)
	第7回委員会
令和5年 9月25日(月)	(事業者ヒアリング、提案書の技術審査、開札、入札価格審査、
	総合評価値の算定、落札候補者の選定、審査講評の審議)

# 5 落札者決定の手順

落札者決定の手順については、図1のとおりである。



※落札候補者を選定する委員会の事務は図中網掛け部分(ただし、提案書の基礎審査は市が実施する。)

図1 落札者決定の手順

# 6 審査手順

#### (1) 参加資格審査

市は、提出された参加表明書により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件を満たしていることを確認する。なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

## (2) 提案審査

# ① 入札提案書類の基礎審査

市は、入札提出書類に記載された内容が、落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について 1 項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。ただし、市が軽微な不備・不足と考えるものにあっては個別に事業者に確認し、提案書全体に影響を及ぼすような重大な問題がなく、部分的な訂正や対応の確認のみで問題ないと判断したものについてはその限りでない。

確認内容は、表3のとおりである。

表3 確認内容

確認項目	内 容
入札提出書類の確認	・提出された入札提出書類がすべて揃っていること。
提案書の基礎審査	・提案書の内容が要求水準書に示す要求水準を満たしてい
	ること。
	・入札説明書及び様式集に示す提案書の作成に関する条件
	を満たしていること。
	・提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提
	案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

#### ② 提案書の技術審査

## ア 提案書における審査項目及び配点

委員会は、提案書等に記載された内容について、表4に示す審査項目及び配点により審査 する。

表 4 審査項目及び配点

表 4 番 番 負 目 及 ひ 配 点						
大項目		小項目	No.	配点(:		
1 事	業方針に関する事項 (1) 本事業の実施方針	ア実施方針	1	4 点	点	
	•		1		4 点	
2 —	般廃棄物処理施設の設計・建設及び運				点	
		ア建設関連	2	8 点		
	(1) 設工 安心 ( 集然に配慮した過	イ 施設の安定稼働	3	8 点	20 点	
		ウ 施設の安全性	4	4 点		
	(2) 省エネルギーと脱炭素社会の構	ア エネルギーの有効利用	5	12 点	16 点	
	(4) 築に資する施設	イ 環境負荷低減・脱炭素 化	6	4 点	10 ///	
	ごみの適正処理を安定的かつ効 (3) 率的に行い、災害廃棄物処理に	ア 配置動線計画	7	12 点	16 点	
	も対応し得る施設	イ 災害に強い施設	8	4 点	10 /55	
	(4) 最終処分量の削減と効率的なリ サイクルに資する施設	ア 最終処分量の削減と効 率的なリサイクル	9	4 点	4 点	
	(5) 長期的な使用ができる施設	ア 基本性能の維持	10	8 点	8 点	
		ア組織体制	11	4 点		
	(c) 一般廃棄物処理施設の運営管理	イ 事業の継続性の担保	12	8 点	20 -	
	(6) 体制	ウ リスクの管理及び対処 方法	13	8 点	20 点	
3 余	熱体験施設の設計・建設及び運営・維	持管理に関する事項		20	点	
		ア 配置動線計画	14	3 点		
	(1) 施設計画	イ 必須施設	15	2 点	8 点	
		ウ設備計画	16	3 点		
	事業計画による当該公の施設の 運営が住民の平等利用を確保 (2)し、その意見を反映することが できる。(指定手続等条例第4条 第1項第1号) 事業計画の内容が当該公の施設 の効用を最大限に発揮させると ともに、その管理に係る経費の 縮減並びに環境及び安全への配 慮が図られている。(指定手続	ア 平等利用	17	1 点		
		イ 公共性	18	1 点	2 点	
		ア 効用発揮	19	1 点		
		イ 経費縮減	20	2 点	4 点	
	等条例第4条第1項第2号)	ウ 環境及び安全への配慮	21	1 点		
	事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有(4)し、又は有することが確実である。(指定手続等条例第4条第1項第3号)	ア 物的能力	22	1 点	2 点	
		イ 人的能力	23	1 点	2 ///	
	その他、公の施設の性質又は目		24	2 点		
	(5) 的に応じて必要な事項に該当すること。(指定手続等条例第4条第1項第4号)	ア 提案事業	25	2 点	4 点	
4 地	」 元貢献に関する事項			12	点	
		ア 地域経済への配慮	26	8 点		
	(1) 地元企業や地元住民への配慮	イ 市内企業の活用・地元 調達・雇用	27	4 点	12 点	

※評価は120点満点で行い、その2分の1を技術審査の得点(満点60点)とする。

# イ 提案書の技術審査に関する得点化方法

i 提案を求めている審査項目においては、表5の5段階評価による得点化方法により技術得点を付与する。ただし、定量評価を行う審査項目(以下「定量評価項目」という。) は、落札者決定基準に示す算定式による得点を付与する。

表 5 審査基準及び得点化方法

評価	審査基準	得点化方法
Α	特に優れている	配点×1.00
В	AとCの中間程度	配点×0.75
С	優れている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	優れているとは認められない/要求水準を満たす程度	配点×0.00

- ii 定量評価項目を除く各審査項目の評価点については、各委員が個別に行った評価の平均値の2分の1とする。なお、各委員が個別に行った評価の平均値を算出する際及び平均値の2分の1を求める際は、小数第3位を四捨五入した値とする。
- iii 定量評価項目の評価点については、①で付与された得点の2分の1とする。なお、算定式による得点を算出する際及びその得点の2分の1を求める際は、小数第3位を四捨五入した値とする。
- iv 上記結果を基に、各入札参加者の得点の合計を算出する。

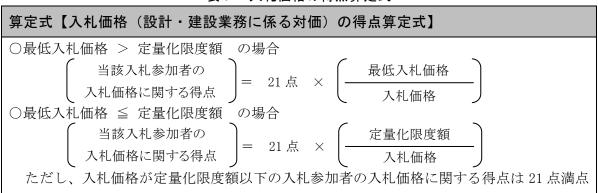
表 6 技術提案の得点算定式

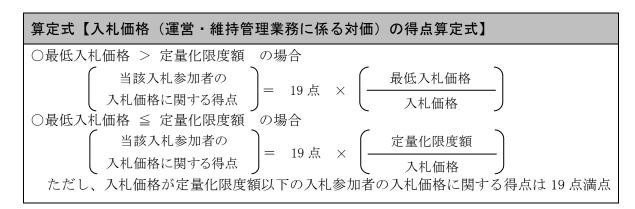
# 算定式【技術得点算定式】 ■技術得点化 (当該入札参加者の 提案書に関する技術得点) = Σ(各審査項目(定量評価項目を除く)の配点×審査基準) × 1/2 + 定量評価項目の得点 × 1/2

### ③ 入札価格審査

入札価格について、表 7 に示す算定式により得点を付与する。なお、得点は、小数第 3 位を 四捨五入した値とする。また、入札価格が定量化限度額以下の場合、当該入札参加者の入札価 格に関する得点は、設計・建設業務に係る対価 21 点、運営・維持管理業務に係る対価 19 点、 合計 40 点満点とする。

# 表7 入札価格の得点算定式





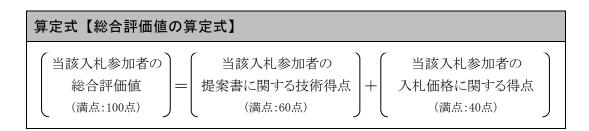
#### 定量化限度額(税抜き)

設計・建設業務に係る対価 : 25,236,360,000 円 運営・維持管理業務に係る対価: 20,689,610,000 円

#### ④ 総合評価値の算定方法

「提案書の技術審査」、「入札価格審査」により算出した各入札参加者の得点から、表8に示す算定式により、各入札参加者の総合評価値を算出する。

#### 表8 総合評価値の算定式



# 第3章 落札候補者の選定結果

### 1 資格審査

令和5年1月20日に入札公告を行い、令和5年3月7日まで参加資格審査申請書を受け付けた ところ、表9に示す3グループから申請があった。

市は、参加資格の確認を行い、令和5年3月10日に代表企業に対し、入札参加資格を有することを書面にて通知した。

である。					
受付 グループ名	木グループ	花グループ	鳥グループ		
企業 グループ名	タクマグループ	日立造船グループ	川崎重工業グループ		

表 9 参加資格審査申請書提出グループ

なお、委員会による審査に当たっては、審査の公平性を期すため、提案書等すべての書類において各グループの企業名は伏せ、表9の受付グループ名で識別して審査を行った。

# 2 提案書の基礎審査

令和5年6月19日に入札参加資格を有する3グループから入札提出書類が提出された。

市は、提出された提案書を落札者決定基準に示す基礎審査項目に沿って基礎審査を行った。提案書を提出した3グループは、いずれも市が要求する水準を満足していたため、基礎審査に合格しているものと認められた。

# 3 提案書の技術審査及び提案書に関するヒアリング

委員会は、令和5年9月25日に提案書の技術審査を行った。審査に際しては、入札参加者による提案書の説明(プレゼンテーション)及び委員による提案内容に対する質疑(ヒアリング)を実施し、審査を行った。

提案書の技術審査結果は、表10のとおりである。

表10 提案書の技術審査結果(提案書に関する技術得点)

審査項目	No.	配点 120点	木グループ (タクマグループ)	花グループ (日立造船グループ)	鳥グループ (川崎重工業グループ
事業方針に関する事項		4点	2.86 点	3.00 点	3.00 点
(1)本事業の実施方針	1	4点	2.86 点	3.00 点	3.00 点
一般廃棄物処理施設の設計・建設及び運営	・維持管	84点	58.28 点	52.58 点	53.14 点
業務に関する事項					_
(1)安全・安心で環境に配慮した施設		20点	14.28 点	12.86 点	13.00 点
ア建設関連	2	8点	5.71 点	4.86 点	5.14 点
イ 施設の安定稼働	3	8点	5.43 点	5.14 点	5.43 点
ウ 施設の安全性	4	4点	3.14 点	2.86 点	2.43 点
(2)省エネルギーと脱炭素社会の構築に資す	る施設	16点	11.28 点	9.00 点	11.14 点
ア エネルギーの有効利用	5	12点	8.57 点	6.86 点	8.57 点
イ 環境負荷低減・脱炭素化	6	4点	2.71 点	2.14 点	2.57 点
(3)ごみの適正処理を安定的かつ効率的に行 廃棄物処理にも対応し得る施設	い、災害	16点	11.43 点	11.00 点	9.14 点
ア 配置動線計画	7	12点	9.00 点	8.57 点	6.43 点
イ 災害に強い施設	8	4点	2.43 点	2.43 点	2.71 点
(4)最終処分量の削減と効率的なリサイクルに 施設	で資する	4点	3.00 点	2.57 点	2.86 点
ア 最終処分量の削減と効率的なリサイクル	9	4点	3.00 点	2.57 点	2.86 点
(5)長期的な使用ができる施設		8点	5.71 点	4.86 点	4.57 点
ア 基本性能の維持	10	8点	5.71 点	4.86 点	4.57 点
(6)一般廃棄物処理施設の運営管理体制		20点	12.58 点	12.29 点	12.43 点
ア組織体制	11	4点	2.29 点	2.29 点	2.43 点
イ 事業の継続性の担保	12	8点	5.43 点	5.14 点	5.14 点
ウ リスクの管理及び対処方法	13	8点	4.86 点	4.86 点	4.86 点
余熱体験施設の設計・建設及び運営・維持管	管理に関	20点	12.82 点	12.57 点	11.88 点
る事項 (1)施設計画					
		8点	5.64 点	5.33 点	4.46 点
ア配置動線計画	14	3点	2.14 点	2.04 点	1.71 点
イ 必須施設	15	2点	1.36 点	1.36 点	1.14 点
ウ 設備計画 (2)事業計画による当該公の施設の運営が住 等利用を確保し、その意見を反映することがで (指定手続等条例第4条第1項第1号)		3点	2.14 点	1.93 点	1.61 点
ア 平等利用	17	1点	0.57 点	0.57 点	0.57 点
イ 公共性	18	1点	0.68 点	0.64 点	0.68 点
」 (3)事業計画の内容が当該公の施設の効用を に発揮させるとともに、その管理に係る経費の びに環境及び安全への配慮が図られている。 続等条例第4条第1項第2号)	縮減並	4点	2.36 点	2.46 点	2.49 点
ア 効用発揮	19	1点	0.61 点	0.75 点	0.71 点
イ 経費縮減	20	2点	1.14 点	1.14 点	1.21 点
ウ 環境及び安全への配慮	21	1点	0.61 点	0.57 点	0.57 点
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2点	1.22 点	1.22 点	1.18 点
ア物的能力	22	1点	0.61 点	0.61 点	0.57 点
イ 人的能力	23	1点	0.61 点	0.61 点	0.61 点
1 (5)その他、公の施設の性質又は目的に応じて 事項に該当すること。(指定手続等条例第4条) 号)		4点	2.35 点	2.35 点	2.50 点
	24	2点	1.21 点	1.21 点	1.29 点
ア 提案事業	25	2点	1.14 点	1.14 点	1.21 点
地元貢献に関する事項		12点	10.78 点	10.71 点	8.21 点
(1)市内企業や地元住民への配慮		12点	10.78 点	10.71 点	8.21 点
ア地域経済への配慮	26	8点	7.92 点	8.00 点	6.07 点
イ 市内企業の活用・地元調達・雇用	27				
### 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		4点 120点	2.86 点 <b>84.74点</b>	2.71 点 <b>78.86点</b>	2.14 点 <b>76.23点</b>
		I	<u> </u>		L

# 表11 各審査項目の講評

1	1 事業方針に関する事項					
	(1) 本事業の実施方針	・各グループとも、これまで積み上げた実績や経験を 基に実施方針を立案している点を評価した。				
2	・ 一般廃棄物処理施設の設計・建設及び運営・維持管 -	理業務に関する事項				
	(1)安全・安心で環境に配慮した施設					
	ア 建設関連	<ul><li>・各グループとも、実績を基にした工事工程と工事中の周辺環境への配慮について提案している点を評価した。</li><li>・木グループは、地域の特性を踏まえた対策が提案されている点を評価した。</li></ul>				
	イ 施設の安定稼働	<ul><li>・各グループとも、施設の安定稼働について具体的な 提案をしている点を評価した。</li><li>・木グループは、小動物等の安定処理への対応と容器 包装プラスチックの処理ラインを増やせることが提 案されている点を評価した。</li></ul>				
	ウ 施設の安全性	<ul> <li>・各グループとも、これまでの経験を基にトラブルを 未然に防止する具体的な対策を提案している点を評価した。</li> <li>・木グループは、市において想定されるトラブルとその対策が具体的に提案されている点を評価した。</li> </ul>				
	(2)省エネルギーと脱炭素社会の構築に資する施設	<b></b>				
	ア エネルギーの有効利用	<ul><li>・各グループとも、施設の省エネルギー化・省電力化について具体的な提案がされている点を評価した。</li><li>・鳥グループは、最も大きい省エネが提案されている点を評価した。</li></ul>				
	イ 環境負荷低減・脱炭素化	・各グループとも、余熱体験施設も含めた新クリーン センター全体で、二酸化炭素排出量を最小化する提 案がされている点を評価した。				

	)適正処理を安定的かつ効率的に行い、(	災害廃棄物処理にも対応し得る施設 -
ア	配置動線計画	<ul><li>・各グループとも、全体配置と動線が詳細に検討さている点を評価した。</li><li>・木グループ及び花グループは、バランスの取れた置計画であり、一般車両の安全性が高い動線であことを評価した。</li></ul>
イ	災害に強い施設	・各グループとも、想定される災害とその被害にて で検討した上で、具体的な対策を提案している点 評価した。 ・鳥グループは、最も大きな避難者受入数である点 評価した。
曼終処	型分量の削減と効率的なリサイクルに資す	- る施設
	最終処分量の削減と効率的なリサ クル	・各グループとも、資源化量の最大化と最終処分量 最小化について、独自の処理・資源化方法を提案 ている点を評価した。
長期的	りな使用ができる施設	
		・各グループとも、具体的かつ計画的な点検、検査 補修、予防保全について提案している点を評価し
ア	基本性能の維持	た。 ・木グループは、引渡し前の集中補修で市の負担額 低減する提案を行っている点を評価した。
	基本性能の維持 <b>を棄物処理施設の運営管理体制</b>	・木グループは、引渡し前の集中補修で市の負担額
		・木グループは、引渡し前の集中補修で市の負担額
一般序	<b>を棄物処理施設の運営管理体制</b>	・木グループは、引渡し前の集中補修で市の負担額低減する提案を行っている点を評価した。  ・各グループとも、緻密な組織体制・配置計画を掛している点を評価した。 ・木グループは、人員配置と代表企業による責任・ックアップ体制を充実させつつ、経済的な人員数

(1)施	設計画	
	ア 配置動線計画	・各グループとも、施設内の配置計画及び動線について、十分に計画されている点を評価した。
	イ 必須施設	・各グループとも、必須施設の安全性、快適性及び 生管理方法を十分に検討されている点を評価した。
	ウ 設備計画	<ul> <li>各グループとも、メンテナンススペースが確保されており、設備の維持管理への配慮がされている点を評価した。</li> <li>・木グループは、ZEB Ready を達成し、ランニングラトの削減が提案されている点を評価した。</li> </ul>
	業計画による当該公の施設の運営が住 等条例第4条第1項第1号)	民の平等利用を確保し、その意見を反映することができる。(指
	ア 平等利用	・各グループとも、事業計画に偏りがなく、平等利用について十分に検討された提案である点を評価した。
	イ 公共性	・各グループとも、適切な現状分析や課題認識のも と、誰もが利用しやすい施設となる提案である点を 評価した。
		を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減並び 定手続等条例第 4 条第 1 項第 2 号)
	ア 効用発揮	・各グループとも、マーケティング調査を行い、利用者数を推計するとともに、利用拡大に向けた取組が検討されている点を評価した。 ・花グループと鳥グループは年間20万人以上の利用見込みを提案している点を評価した。
	イ 経費縮減	・各グループとも、収益や運営の効率化を検討した約 費縮減策が提案されている点を評価した。
	ウ 環境及び安全への配慮	・各グループとも、水質管理や施設内の点検方法にいて検討し、安全性が担保されている点を評価した。
	業計画に沿った管理を安定して行う物的 列第4条第1項第3号)	内及び人的能力を有し、又は有することが確実である。(指定手約
	ア物的能力	・各グループとも、安定した長期運営に向けた方策に

		イ 人的能力	<ul><li>・各グループとも、人員配置や研修方法が提案されている点を評価した。</li></ul>			
	(5)その他、公の施設の性質又は目的に応じて必要な事項に該当すること。(指定手続等条例第4条第1項第4日)					
	4号)					
		アー提案事業	・各グループとも、屋内施設・屋外施設ともに各種プログラム等を展開し、施設の魅力を高め、リピーター獲得につなげる提案がされている点を評価した。			
4	1 地元貢献に関する事項					
	(1)市内企業や地元住民への配慮					
		ア 地域経済への配慮	<ul><li>・各グループとも、地域貢献金額の最大化を詳細に検討し、提案している点を評価した。</li><li>・花グループは、最も大きい地元貢献額を提案した点を評価した。</li></ul>			
		イ 市内企業の活用・地元調達・雇用	<ul><li>・各グループとも、市内企業に非常に配慮した地元貢献策と高い地元雇用率を提案している点を評価した。</li><li>・木グループは、初年度から高い地元雇用率と市内企業のさらなる活用拡大が提案されている点を評価した。</li></ul>			

## 4 入札価格審査

委員会は、令和5年9月25日に提案書の技術審査終了後、市にて開札を行い、各グループの入 札金額が予定価格を超えていないことを確認した。

委員会は、開札結果の報告を受け、入札価格に関する得点化を行った。

入札価格審査に関する得点結果は、表12のとおりである。

表12 入札価格に関する得点化の結果(入札価格に関する得点)

グループ名	配点	入札価格(税抜)		入札価格に関する 得点
		合 計	45,722,000,000 円	40.00 点
木グループ (タクマグループ)		(設計・建設価格)	(25,240,000,000 円)	(21.00 点)
		(運営・維持管理価格)	(20,482,000,000 円)	(19.00 点)
	40点	合 計	46,489,616,000 円	39.54 点
花グループ (日立造船グループ)		(設計・建設価格)	(25,800,000,000 円)	(20.54 点)
		(運営・維持管理価格)	(20,689,616,000 円)	(19.00 点)
		合 計	49,320,834,000 円	36.79 点
鳥グループ (川崎重工業グループ)		(設計・建設価格)	(29,793,000,000 円)	(17.79 点)
		(運営・維持管理価格)	(19,527,834,000 円)	(19.00 点)

# 5 総合評価値の算出

委員会は、令和5年9月25日に「提案書に関する技術得点」、「入札価格に関する得点」を加算して、表13のとおり総合評価値を算出した。

表 1 3 総合評価結果 (総合評価値)

グル一プ名	提案書に関する 技術得点 (A)	入札価格に関する 得点 (B)	総合評価値 (A)+(B)	落札候補者
木グループ (タクマグループ)	42.37 点	40.00 点	82.37 点	0
花グル―プ (日立造船グル―プ)	39.43 点	39.54 点	78.97 点	
鳥グループ (川崎重工業グループ)	38.12 点	36.79 点	74.91 点	

# 6 落札候補者の選定

委員会は、上記の結果に基づき「木グループ(企業グループ名:タクマグループ、代表企業:株式会社タクマ 東京支社)」を落札候補者として選定した。

落札候補者の企業構成は、表14のとおりである。

表14 落札候補者の企業構成

	<b>数11 / / / / / / / / / / / / / / / / / / </b>
受付グループ名	木グループ
企業グループ名	タクマグループ
代表企業	株式会社タクマ 東京支社
構成員	株式会社タクマテクノス
協力企業	株式会社熊谷組 首都圏支店 大協建設株式会社 株式会社真進建設 株式会社岡ノ谷組 三興工業株式会社 株式会社久米設計 株式会社クリーン工房 宇都宮支店 株式会社アスリード 株式会社半田工電社 株式会社板通 株式会社環境テック 足利支店

### 第4章 総評

本事業は、市が新クリーンセンター(エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設、ストックヤード、管理・環境啓発施設及び余熱体験施設)を整備し、20年間の運営をDB0方式で実施するものである。

この施設は、今後の市における循環型社会形成を担う施設として、市民や民間事業者から広く注目を集めてきたところである。

このような背景を踏まえ、委員会は、総合評価一般競争入札により落札候補者を選定するに当たって、公平性及び透明性に配慮するとともに、地域や行政のニーズへの適合性を重視し、事業者選定のための審査を適正に実施した。

今回、入札に参加した3グループの提案は、いずれも本事業の目的や各業務の内容について市が要求する水準を上回る提案内容であった。

施設の安定稼働、事業の継続性の担保、リスクの管理及び対処方法に関する事項では、3 グループとも、市の趣旨を十分理解した上で、最新技術の導入や実績に基づくリスク管理手法が提案されており、高く評価された。

タクマグループ(受付グループ名:木グループ)は、建設関連、エネルギーの有効利用、配置動線計画、基本性能の維持、余熱体験施設の施設計画及び地域経済への配慮に関する事項が高く評価された。

日立造船グループ(受付グループ名:花グループ)は、配置動線計画、余熱体験施設の施設計画及び地域経済への配慮に関する事項が高く評価された。

川崎重工業グループ(受付グループ名:鳥グループ)は、エネルギーの有効利用、余熱体験施設の 経費縮減及び提案事業に関する事項が高く評価された。

落札者決定基準に則り厳正なる審査の結果、委員会では、提案書に関する技術得点と入札価格に関する得点を合計した総合評価値で最も高い得点を獲得した「株式会社タクマ 東京支社」を代表企業とするタクマグループ(受付グループ名:木グループ)を落札候補者として選定するに至った。落札候補者は、高い焼却処理技術と資源化能力を有し、要求水準書に規定した地域や行政のニーズにも配慮されており、提案内容が具体的である点が高く評価された。

なお、委員会の審議において、上記の事項を評価する一方で、タクマグループ(受付グループ名: 木グループ)の提案内容に対して、各委員から意見が挙げられた。市及び落札候補者は、本事業が市 政の重要な役割を担うものであることを認識し、本事業をより良いものとするために、必要な対応に 努めることを期待したい。

- ① 要求水準書及び提案書等を遵守し、市の意向を踏まえた施設の建設及び運営・維持管理に努めていただきたい。
- ② 処理対象物の安定処理、提案された発電効率、提案売電量を達成し、運転計画の創意工夫等により、さらなるエネルギー回収に努めていただきたい。
- ③ 公害防止基準を遵守し、環境に配慮した適切な運営・維持管理を行い、周辺住民の理解と信頼を得るよう努めていただきたい。
- ④ 市民等に広く開放され、循環型社会に関する意識の醸成・環境啓発を促進できる施設となるよう努めていただきたい。
- ⑤ 提案された市内企業への発注金額等を達成し、さらなる市内企業の活用、市内調達、市民の雇用及び人材育成等により、地域への貢献に努めていただきたい。

最後に、3 グループにおいては、提案内容が多岐にわたることから、提案書の作成において多大な 労力及び費用負担があったと想定される。そうした中で提案をまとめた参加者の熱意及び姿勢に敬意 を表するとともに、深く感謝したい。

足利市新クリーンセンター整備・運営事業者選定委員会 委員長 荒井 喜久雄